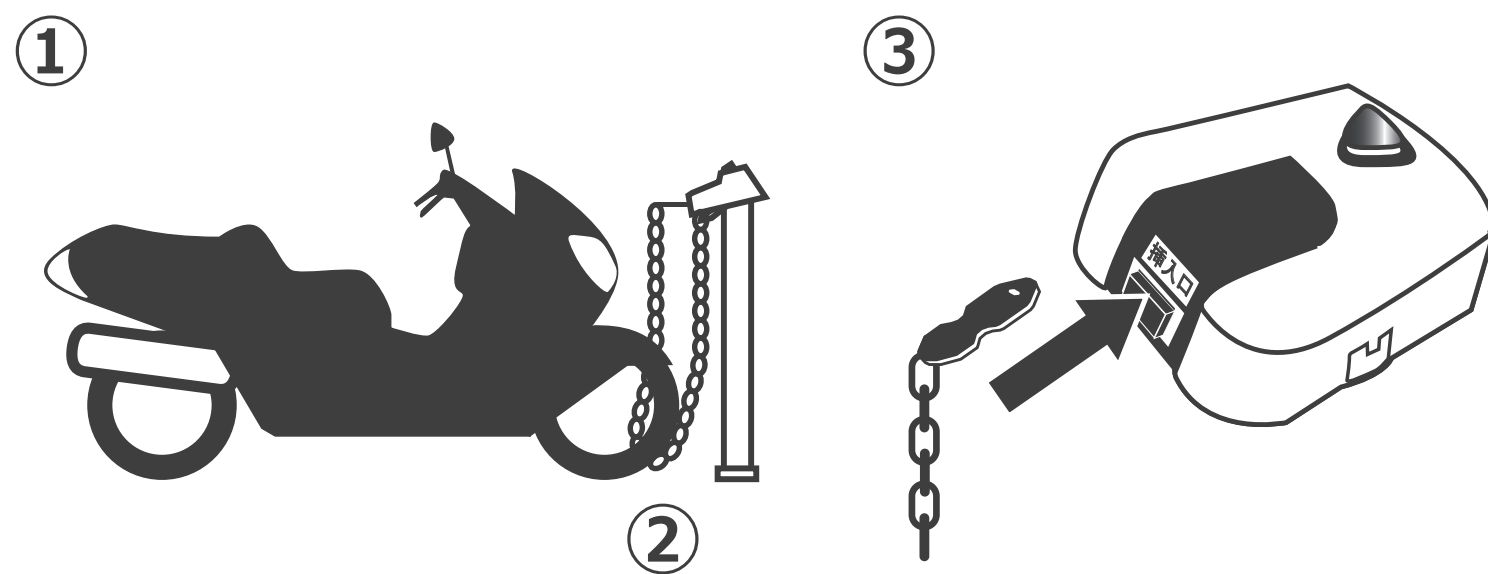


ご利用方法

入庫時

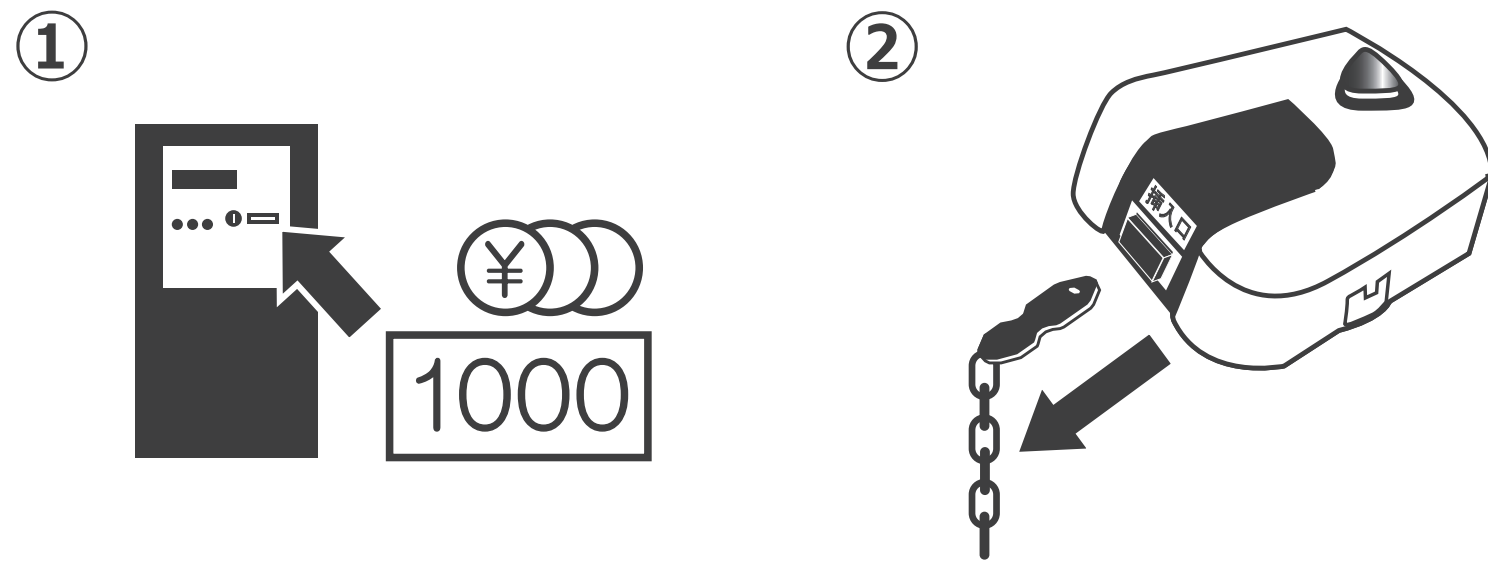
- ① 枠内に入庫
- ② チェーンで車両を固定
- ③ ロック装置にロックキーを挿入（ランプ点灯）



- (1) 入庫後は必ず車両に施錠をしてください。
- (2) 以下のような場合は入庫しないでください。
 - ① ロック装置がロック状態の場合。
 - ② ロープ等で封鎖している場合。
 - ③ ロック装置やフレーム等が変形し、障害となる場合。
- (3) 料金は後払いです。事前に精算機にてご確認のうえ、使用可能な金種をご用意ください。

出庫時

- ① 精算機にて料金精算
- ② ロックキーを抜き
所定の位置に戻して
出庫



- (1) ロック解除後、チェーンは所定の位置に正しく戻してください。
- (2) 精算時、お札を受け付けない場合は、硬貨にてお支払いください。
- (3) 駐車位置番号を間違えて精算した場合のご返金、又は途中精算でのご返金は、当社に過失がある場合を除き対応いたしません。再度正しい駐車位置番号の料金をお支払いください。
- (4) 精算後は速やかに出庫してください。
- (5) 領収書を発行する場合は、精算完了後に領収書ボタンを押してください。領収書の発行が行われない場合は、発行口の奥までご確認ください。



必ず施錠！ 車両および積載物等の管理・保管は行っておりませんので、盗難等には十分ご注意ください。

駐輪場利用約款

1. 時間貸し駐輪場の主旨	(1) 当駐輪場は短時間駐車スペースの提供を目的とする、場内無人管理の有料駐輪場です。車両および積載物等の管理・保管は行なっておりません。 (2) ご利用にあたっては、以下の約款およびその他ご利用方法に係る場内掲示（以下、併せて「本約款」といいます。）に関して、お客様のご理解とご了承をいただいた上でのご利用となります。
2. 免責事項	(1) 当駐輪場の利用者が、駐輪場の他の利用者もしくはその他の第三者の行為に起因して被った損害、又は駐輪場内に存在する車両もしくはその付属物や積載物に起因して被った損害、不正駐車による出庫妨害、その他駐輪場内で発生した当社の責に帰し得ない事由に起因して被った損害について一切責任を負いません。 (2) 以下に起因する入出庫障害およびそれに伴う車両破損等についての当社の損害賠償責任は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社が相当と決定した額を限度とします。 <ol style="list-style-type: none">1. 本約款で定める利用方法とは異なる方法その他社会通念上相当と認められない方法で入出庫されたことに起因するもの。2. 本約款で定める車両制限の違反に起因するもの。 (3) 場内における車両又はその積載物の盗難、紛失又は毀損についての当社の損害賠償責任は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社が相当と決定した額を限度とします。
3. 車両制限	(1) 車両制限の適用は、車両の付属物、積載物等を含めて判断するものとします。 (2) 以下のような車両はご利用をお断りいたします。 <ol style="list-style-type: none">1. チェーンによってロックができない車両。2. エアパーツの装着（純正品含）、または車両の形状や構造により、機器との接触で障害を起こすおそれがある車両。3. 無登録車や車検切れ等、一般道路を走行することが禁じられている車両や、仮登録中等、車体の特定が困難な車両、その他盗難車や違法改造車、自力走行できない車両。4. 自動車登録番号が無い、又は覆いがされている車両。 (3) 以下のような場合は入庫しないでください。 <ol style="list-style-type: none">① ロックキーがロック装置に挿入されている場合。② カラーコーン、ロープ等で封鎖している場合。③ ロック装置やフレーム等が変形し、障害となる場合。
4. 注意・禁止事項	(1) 当駐輪場をご利用いただくにあたり、以下にご注意ください。 <ol style="list-style-type: none">1. 出庫を妨害するような運転、駐車は行なわないでください。2. チェーンは必ず車両の一部を固定するよう通し、ロックキーはロック装置の奥まで差し込んでください。3. 入庫時は必ず車両に施錠をしてください。4. 出庫時にロックキーを抜いた後、チェーンは所定の位置に正しく戻してください。5. ロック装置の不具合により出庫できない場合、係員到着までお待ちいただく場合がございます。6. 場内は歩行にて移動し、他の車両や歩行者等に注意してください。7. 機器、施設を破損した場合は、速やかに場内掲示の緊急連絡先にご連絡ください。8. 場内の注意看板、掲示物に記載されている内容を遵守してください。 (2) 当駐輪場において、以下のような行為は禁止させていただきます。 <ol style="list-style-type: none">1. 駐車スペース以外の場所への駐車。2. 飲酒や薬物を使用しての入場、運転。3. 長時間のアイドリングや空ふかし。4. 大音量でのカーステレオの使用。5. 大きな話し声。6. 場内での宿泊や洗車。7. ゴミの放置、立ち小便等の行為。8. 駐車以外の用途での利用。9. 駐車および精算に必要な機器、設備類への接触。10. 場内での歩行喫煙。11. 禁止された場所（月極駐車枠等）への駐車および立ち入り。12. 許可のない物品販売やサービス提供などの営業行為および看板や張り紙等の設置。13. 場内の機器類にいたずらをする行為。
5. 駐車時間	当駐輪場は短時間の駐車を目的としており、駐車時間は最長 48 時間までとします。 ただし、緊急連絡先にて事前に承認を受けた場合や、駐輪場に他の制限時間が掲出されている場合、月極や定期の契約に基づく駐車はこの限りではありません。
6. 不正利用取締および損害賠償	(1) 不正利用とは、当駐輪場の主旨に反する利用方法であり、以下のような行為を指します。 <ol style="list-style-type: none">1. 車両制限や禁止事項等、本約款に反する駐車。2. 駐車方法によってロックを免れる行為。3. 事前連絡のない 48 時間を超える駐車。4. 料金精算前のお出庫および出庫未遂。5. 枠外および枠内であっても課金を逃れる駐車。6. 不実を申告して駐車料金をごまかす行為。 (2) 当社は、不正利用を以下のように取締まることができるとします。 <ol style="list-style-type: none">1. 当社は、車両に警告書を貼付し、タイヤロックで施錠できるものとします。2. 当社は、管理上支障があるとき、駐輪場における掲示で予告した上で、車両を他の場所に移動できるものとします。その際の車両および積載物等の損傷については、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は一切の損害賠償責任を負わないものとします。3. 当社は、車両の引渡しにあたって、利用者又は所有者に対し、正規駐車料金の他、車両の調査や移動に要した費用、移動先での保管費用、およびそれらに伴う人件費等の諸費用を請求できるものとします。 (3) 損害賠償および修繕、調査等による諸費用、駐車料金等につきましては、当事者に請求いたします。当事者が特定できない場合は、車両使用者（占有者）もしくは車両所有者に請求いたします。 (4) 不実の申告により駐車料金をごまかす行為は詐欺罪に該当しますので、判明次第、刑事告訴します。
7. 駐車料金等	(1) 当駐輪場のご利用にあたっては、掲出した料金額および料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金をお支払いいただきます。 (2) 当社にて不正利用と認められた場合の駐車料金は、正規の 2 倍の料金と事務手数料として別途 1 万円をお支払いいただきます。 (3) 駐車料金のお支払いは、事前に精算機又は場内掲示等をご確認の上、指定された手順および金種にて行ってください。 (4) サービス券等をご利用の際、枚数や時間帯の制限で精算が完了しない場合の残金は現金にてお支払いください。 (5) 駐車時間は、場内設備の管理に基づくロックキーが挿入されてから、精算後ロックキーが抜かれるまでの時間とします。料金精算後であっても車両が完全に駐車できていなかった場合は、駐車を継続したものと発生した料金をお支払いいただきます。 (6) 駐車料金は後払いです。駐車位置番号を確認のうえ、備え付けの精算機にてお支払いください。駐車位置番号を間違えて精算した場合のご返金、又は途中精算でのご返金は、当社に過失がある場合を除き対応いたしません。再度正しい駐車位置番号の料金をお支払いください。 (7) ロック装置の状況にかかわらず、精算手順に従った料金精算行為を行なってください。 (8) つり銭切れ、又は機器の故障によりつり銭が払出されなかった場合のご返金につきましては、現地確認後、当社指定の方法にてご返金させていただきます。領収書を保管し、緊急連絡先へご連絡ください。領収書が確認できない場合はご返金いたしません。 (9) 機器異常などにより、領収書が発行されなかった場合には、電子領収書を発行いたします。その場合、現地より直ちにご連絡ください。領収金額が不明な場合および紛失によるものは対応いたしません。 (10) 駐車料金は、告知なしに変更になる場合がございます。ご了承ください。
8. 雑則	(1) 当社が駐輪場内で撮影した画像や緊急時もしくはその他の連絡受け付け時において取得する情報は、駐輪場の運営およびサービスの提供を目的として使用するほか、警察当局からの照会やその他法律の根拠のある照会に対しての開示と本約款の履行のために使用できるものとし、使用にあたっては個人情報の保護に関する法律に従って取り扱いいたします。 (2) 本約款に定めのない事項については、法令の規定に従って処理いたします。